

(様式4)

秘密保持誓約書

令和 8 (2026) 年 月 日

栃木県知事 福田 富一 様

住所又は所在地
氏名又は商号
代表者氏名

印

当社（以下「乙」という。）は、令和8（2026）年8月18日付けで公告のありました、「令和8（2026）年度生成AIを活用した児童相談所業務支援システム設計・開発・導入業務委託に係る公募型プロポーザル」への参加（以下「本目的」という。）に関して栃木県（以下「甲」という。）から提供を受けた秘密情報の取扱いについて、以下の各条項を遵守することを誓約します。

（秘密情報）

第1条 秘密情報とは、乙が、本目的のために甲から提供を受けた有形無形の情報（次の各号のいずれかに該当する情報を除く。）をいう。

- （1）甲から提供を受けた時点で既に公知の情報
- （2）甲から提供を受けた後、乙の責めに帰すべき事由によらないで公知となった情報
- （3）甲から提供を受けた時点で既に乙が正当な手段で入手し、保有している情報であって、この誓約書とは別に秘密保持の対象となっていないもの
- （4）甲から提供を受けた情報によらないで、乙が独自に創作した情報

（秘密の保持）

第2条 乙は、秘密情報を秘密として保持し、第三者に提供し、又は漏えいしてはならない。

- 2 乙は、秘密情報について、本目的のために知る必要のある自己の役員及び従業員を特定し、それらの者以外に提供し、又は漏えいしてはならない。

（目的外利用の禁止）

第3条 乙は、甲の指示がある場合を除き、秘密情報を本目的以外の目的のために利用してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第4条 乙は、本目的のために甲から提供を受けた秘密情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（第三者への秘密情報の提供）

第5条 乙は、第2条の規定にかかわらず、本目的のために必要な場合において、甲の承諾を得たときは、秘密情報を第三者に提供することができる。

- 2 乙は、前項の規定により秘密情報を第三者に提供するときは、当該第三者に対し、本誓約書の内容と同等の秘密保持義務を負わせるものとする。
- 3 乙は、第1項の場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、その必要の限度において、秘密情報を第三者に提供することができる。

- (1) 法令に基づき提供が求められた場合
 - (2) 合理的な理由により、弁護士、会計士、税理士その他乙に対して本誓約書に基づき乙が甲に負うのと同等以上の秘密保持の義務を負う者に対して提供する場合
- 4 乙は、前項の規定により秘密情報を提供するときは、予め（やむを得ない場合にあっては、提供後速やかに）甲に対し、当該提供する内容を通知しなければならない。

（資料等の返却、廃棄等）

第6条 乙は、甲から指示があった場合又は本目的が終了した場合には、甲から提供を受けた秘密情報が記録された資料等を直ちに甲に返却し、又は甲の指示した方法により、抹消し若しくは廃棄しなければならない。

（関係者への遵守徹底）

第7条 乙は、本目的のために秘密情報を知る必要のある自己の役員及び従業員並びに第5条第1項で乙が秘密情報を提供した第三者に、本誓約書の内容を遵守させなければならない。

（有効期間）

第8条 本誓約書の義務は、令和8（2026）年度生成AIを活用した児童相談所業務支援システム設計・開発・導入業務委託に係る公募型プロポーザルへの参加、又は参加辞退後も有効に存続する。

（損害賠償）

第9条 乙又は第5条第1項の規定により乙が秘密情報を提供した第三者が、故意又は過失により前条までの誓約書に違反して甲に損害を被らせたときは、乙は、その損害を賠償するものとする。

（裁判管轄）

第10条 本誓約書について訴訟等を行う場合は、宇都宮市を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を専属的裁判所とすることに合意する。

（疑義等の決定）

第11条 本誓約書に定めのない事項及び本誓約書に関し疑義が生じたときは、乙は、甲と協議してその解決を図るものとする。